

「吹田市市民公益活動審議会」第76回会議 議事要録

開催日 令和3年（2021年）3月25日（木）午後3時30分～午後4時40分

場 所 千里市民センター2階 大ホール

出席者

（1）委員（敬称略。50音順）

鍵谷 誠一、久保田 賢一、栗田 智代、近藤 加奈美、太刀掛 俊之、辻 守生、
橋本 徹也、森 俊弥、山本 保治

（2）事務局

高田市民部長、市民自治推進室 西田室長、田家参事、市場主幹、鶴岡主査、山本係員
森本係員、市民公益活動センター（ラコルタ） 柳瀬センター長

傍聴者 なし

議題

- 1 会長・副会長の選任について
- 2 令和3年度市民公益活動促進補助金について
- 3 令和3年度地域住民居場所づくり活動補助金について
- 4 令和3年度市民公益活動センター使用料補助金について
- 5 その他

配付資料

- ・【資料1】令和3年度市民公益活動促進補助金募集要項（案）
- ・【資料2】吹田市市民公益活動促進補助金交付要領
- ・【資料3】令和3年度地域住民居場所づくり活動補助金の交付審査について（案）
- ・【資料4】吹田市地域住民居場所づくり活動補助金交付要領
- ・【資料5】令和3年度市民公益活動センター使用料補助金募集要項（案）
- ・【資料6】令和3年度補助金申請から交付決定までの日程（案）
- ・【参考資料1】吹田市市民公益活動の促進に関する条例
- ・【参考資料2】吹田市市民公益活動の促進に関する条例施行規則
- ・吹田市市民公益活動審議会委員名簿

1 会長・副会長の選任について

会長に久保田委員、副会長に栗田委員を選任

久保田会長：それでは議事を進行します。本日の傍聴希望者はいますでしょうか。

事務局：ございません。

2 令和3年度市民公益活動促進補助金について

【資料1】令和3年度市民公益活動促進補助金募集要項（案）

【資料2】吹田市市民公益活動促進補助金交付要領

久保田会長：次第の2、令和3年度市民公益促進補助金についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局：資料1、2について説明

久保田会長：何か御意見、御質問がありますか。

森委員：これまでの補助金の交付状況を教えてください。

事務局：令和2年度につきましては、6団体から申請があり4団体に交付、令和元年度につきましては、12団体から申請があり9団体に対し交付しました。

森委員：この補助金制度を市民が目にする機会がどれくらいあるかが重要だと思いますが、この補助金制度の広報をどのようにされていますか。

事務局：補助金の募集の際には市報に掲載しており、昨年度はコロナの関係で開催出来ませんでしたが例年3月末に補助金制度の説明会をラコルタで実施しています。また、ラコルタでは、申請書の書き方や事業の組み立て方等についても相談に応じています。

その他には、今年は4月10日を予定していますが、補助金交付事業の報告会を開催しています。また、市のホームページで、補助金交付事業の活動の様子を紹介しています。今年度は実施出来ませんでしたが、活動を紹介するパネル展を千里市民センターのロビーと市役所の玄関ホールで実施しています。昨年度にはパナソニックスタジアム吹田で開催されたスタジアムフェスタにブースを出展し広報しております。

栗田委員：補助金の募集要項については市内の公共施設等にチラシの設置はされていますか。

事務局：市民自治推進室とラコルタ以外にチラシの設置はしていませんが、これからも様々な方法を用いて広報していきたいと思います。

鍵谷委員：申請件数が減ってきていることについてどのように分析され、申請団体が増える対策についてはどのようにお考えでしょうか。

事務局：今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えていますが、それを除いても少しずつ減ってきているのを感じています。補助期間が最長5年の補助金制度のため期間満了で交付の終了する団体がある中で、次々と新しい団体が応募してきているという状況にはありません。きちんと分析出来ているわけではありませんが、担い手の高齢化が関係あるのではと思っています。新たな有効なPRの手立ては今後の課題です。

森委員：市民公益活動促進補助金交付要領に、補助決定者は、対象事業の実施成果を広く市民に紹介することを目的に開催する公開の事業報告会に参加しなければならない。と書かれていますが、今までに参加出来なかった団体があるのか、ということと、参加出来ない場合は、同要領の16に定められている交付決定の取消し等に該当しますか。

事務局：今までのところ、全団体に補助金の報告会に御参加いただいています。

要領の規定は、報告会に参加しなければペナルティを課すことを目的とするものではなく、活動の内容を広く周知していただき、市民が同じような活動に参加してくれることを促すのが目的でありそれに御協力いただきたい、というものです。仮に事情で参加出来なければ自

動的に補助金の返還を求めます、というのではなくその時の事情により判断していくものと考えています。

3 令和3年度地域住民居場所づくり活動補助金について

【資料3】令和3年度地域住民居場所づくり活動補助金の交付審査について（案）

【資料4】吹田市地域住民居場所づくり活動補助金交付要領

久保田会長：次第の3、令和3年度地域住民居場所づくり活動補助金について、説明を事務局よりお願いします。

事務局：資料3、4について説明

久保田会長：何か御意見、御質問がありましたらお願いします。

森委員：今年度補助金交付中の団体にはこれまで何年間交付されていますか。

事務局：令和2年度に交付されている3団体中2団体については、補助金制度を開始した平成28年度からの継続です。残りの1団体は2年目で、平成28年度に申請されましたが交付に至らず、再度令和元年度に応募され、今年度も継続されています。

森委員：3団体からの自発的な申請を受けているということで、逆にニーズ調査等は実施されていませんか。

事務局：特にしていません。この補助金につきましては、居場所を提供しながら、地域課題を解決するための先進的、独創的な他に類をみないような、社会貢献活動を支援するというものですので、結構目立つ活動かなと思いますが、そういう活動をされている団体が見当たらないという状況です。

鍵谷委員：今年度、この補助金は交付されていますか。また、活動は実施されていますか。

事務局：4月以降に精算はしますが、今年度当初に100万円を交付しております。団体のほうも活動を実施されています。

久保田会長：検証はどのように行うのですか。

事務局：今年度、例えば活動内容に応じた部署が活動の支援を引き継いでいく方法等、市役所内で協議してきましたが、今後のあり方の結論に至らなかったため、暫定的にもう1年検証期間を延長することとしています。

久保田会長：基本的には令和3年度で打ち切りになるということですか。

事務局：5年間で終了すると決まっていた事業ではなく、5年間実施してみて、同じ形で継続していくのがいいのか、あるいは、活動の内容に応じた部署で行った方がいいのか等、どのような支援の方法がいいのかを検証する、ということです。

4 令和3年度市民公益活動センター使用料補助金について

【資料5】令和3年度市民公益活動センター使用料補助金募集要項（案）

久保田会長：次第の4の令和3年度市民公益活動センター使用料補助金について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料5について説明

久保田会長：何か御意見、御質問があったらお願いします。

鍵谷委員：募集要項に補助金総額が100万円と書かれていますが、総額を超える申請があった場合どうなるのですか。

事務局：補助金申請額の総額が予算総額を上回る場合は、按分により補助金の額を決定することになります。

5 その他

【資料6】令和3年度補助金申請から交付決定までの日程（案）

久保田会長：その他事務局から何かございますか。

事務局：今後の審議会の予定について説明

久保田会長：ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の審議会は…、

はいどうぞ、お願いします。

鍵谷委員：一つ提案をさせていただきたい。

吹田市市民公益活動の促進に関する条例施行規則第4条に、審議会の構成について、学識経験者2人以内、市民2人以内、事業者1人以内、市内の公共的団体の代表者5人以内と書かれているが、これは最初からこうであったわけではなく、前期の審議会の構成は今と異なっていました。委員の構成の変更を、理由が明確でないまま、審議会に諮ることもなく、市の方で一方的に決めてしまわれた。

当初の条例が出来る段階で、市民の自主的な活動である市民公益活動を促進する条例であり、それを検討する場としての審議会なので、委員の半分の5人は市民にすべきということが「吹田市市民公益活動の促進に関する条例の基本的な考え方」に明記されています。

この規則を一方的に変えられたということで、私自身としては、今回の改定が望ましいかどうかを見直してはどうかと思っています。この審議会で今期中にこの件を検討することをお願いしたい。

久保田会長：事務局の方から何か回答がありましたらお願いします。

事務局：審議会で審議会委員の構成について検討してはどうか、というお話ですが、審議会は市長の附属機関であり、審議会の構成をどのようにするかということは市の組織に関わることでですので市自身で決めることで、審議会で審議いただく事項ではありません。

なぜ市民の公募を減らして、市内の公共的な団体の方を増やしたのかということについては、市民公募委員の方からこれまで貴重な御意見をいただいているわけですが、市内の様々な公共的団体さんは、日常色々な活動をされています。そういった実際の活動の裏付けを持った御意見をもう少し幅広くいただきたい、という目的で実施したものです。

鍵谷委員：市民の意見を聞く、という自治基本条例に書かれている市民参画を保証していく中の一つの重要なものとして審議会があります。審議会の委員は可能な限り公募市民を選ぶということも書かれています。

市民公益活動の促進に関する条例を作った時の基本的な考え方に、審議会委員の半分は公募市民にする、ということが明記されています。それに基づいて規則も作られています。それを変える以上は、それなりの合理的な理由がなければいけないと思います。それがあまりはっきりしていない。また、市民の権利に関することは、市民の意見を聞かないといけないと解説されています。ということで、今の説明の吹田市の市民参画に対しての考え方、審議会の構成に関する考え方は私はかなり違った考えのように思います。

会長をお願いしたいのは、結果がどうなるかはもちろん議論した上だと思うのですが、ぜひ審議会の一つの議題として、市民公益活動促進に関する条例施行規則の見直しという観点で、提案している内容を議論する場を是非持っていただきたい、と考えています。

久保田会長：私としてもこの審議会が、そういう議論をする場に適しているかどうか、もう少し検討する必要があるのかなと思っています。

事務局：鍵谷委員が、審議会の委員構成について御意見をお持ちなのはよく分かりました。ただ、審議会は市長から諮問した事項について御審議いただくのがまず基本的な役割で、本日ももともとそういう予定で会議を開いておりますし、今後どのように進めていったらいいかについては会長に御相談させていただきますが、基本的には議題にならないものだと考え

ております。

御意見を市に表明されたり、回答が必要であったりということであれば、市民の声という制度が別にございますし、また、直接お話を伺うことも可能ですので、出来ましたらそちらの方でお願いしたいと思います。委員の皆様は別の目的のために集まっていますので、あまり時間を取るのもいかがなものかと思えます。

鍵谷委員：審議会は、市民公益活動促進に関する事項について、市長に意見を述べる事が出来る。ここで規則そのものの改正は出来ないかもしれませんが、意見を述べることは出来ますから、是非この審議会で、望ましいあり方を議論していただければと思っています。

久保田会長：わかりました。今回の会議では、御意見を伺いましたということで、また少しこちらで検討させていただきます。

鍵谷委員：この件につきまして、昨年の7月に市民ネットすいたと他の団体の関係者で見直しの意見書を出しています。それを配付してよろしいでしょうか。

栗田副会長：せっかく御用意いただいたものではあります、この審議の場ではいかがなものかな、と思います。

設立の経緯があったということは承知しました。これは私の個人的な意見ですが、今後審議会で補助金の審査等の実務のことがスタートしていきます。これまで公募委員さんから本当に貴重な御意見をこの審議会で度々いただいております。一方で補助金に応募される団体に関係される審議会委員が補助金審査に関わるのはいかがなものか、ということで審議会を中座されることになったということもあり、審議会としてはどうなのかな、と疑問に思う場面がありました。

また、私もこの審議会が市民から広く意見を求める場である、と思っています。私も各団体を母体として出ておりますが、あくまでそれは団体の活動の専門性ということであり、立場としては1市民としての意見をこの場では述べさせていただきます。

今回このメンバーでの初めての会合ということでもありますし、この件の取扱は会長の方にお預けいただければ、と思うのですが。

鍵谷委員：副会長のお話を伺うと、別の観点で審議会の委員が今補助金の審査をしているというところにひょっとしたら問題があるのかもしれませんが。審議会のメンバーの中に団体の代表が入ってくるのが困るという話であれば、別の手立てでより中立的な選考委員会を置く、というのも方法だと思います。

実際の当事者である市民の皆さん、市民公益活動団体の皆さんの意見が一番重要である。その人たちの意見が反映される。半分を公募市民にしていたのにはそういう背景があったと思います。基本的な考え方そのものを変えるということであれば、それはそれに基づいて、規則は作られてもいいと思うのですが、今も生きている、基本的な考え方と異なるような規則を作ったことに問題があると思います。

橋本委員：議論は平行線であり、また、公共の団体の代表がだめなのか、公募市民がいいのか、という議論を我々は出来ないで、今後どうするか事務局と会長にお任せしてはいかがでしょうか。

久保田会長：基本的にこの審議会は、市長の諮問に対して応えるものだと思いますが、一方で吹田市市民公益活動の促進に関する条例において、「審議会は、市民公益活動の促進に関する事項について、市長に意見を述べる事ができる。」と書かれています。

今日結論が出るわけではないので、一度私の方で預らせていただいて、次回今後どのようにすべきか、また提案させていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(委員から異議なし)

久保田会長：それでは、以上を持ちまして、本日の審議会を閉会します。どうも皆様御苦勞様でした。